

特別支援教室の実施に向けて

～「子供が動く」から「教員が動く」へ～

1 特別支援教室の実施の目的

- (1) 通常の学級に在籍する発達障害のある児童の適応力向上
- (2) 従来の、他校へ通級することによるデメリットの解消
- (3) 在籍校における支援体制の強化及び学級経営の安定化

2 対象児童

- 通常の学級に在籍する知的障害のない発達障害又は情緒障害であり、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とする程度の児童が対象
- ※「通級による指導の対象とすることが適当な自閉症者、情緒障害者、学習障害者又は注意欠陥多動性障害者に該当する児童生徒について（通知）」（平成18年3月31日付17文科初第1178号）により規定

3 巡回指導体制

- 10校に1校の拠点校を配置し、2つのグループで実施

拠点校	巡回校		
小日向台町小	礒川小	柳町小	青柳小
	関口台町小	金富小	窪町小
	大塚小	湯島小	本郷小
駒本小	指ヶ谷小	林町小	明化小
	誠之小	根津小	千駄木小
	汐見小	昭和小	駕籠町小

4 特別支援教室に伴う教員等の役割

- (1) 巡回指導教員（都正規教員）
 - ・巡回指導対象となる児童への自立活動の指導及び教科の補充指導
 - ・巡回指導対象となる児童が在籍する学級状況の把握と学級担任との連携
 - ・校内委員会への出席又は所見の提出
 - ・在籍校長の指示による行動観察等
- (2) 特別支援教室専門員（都非常勤職員）
 - ・巡回指導教員・関係諸機関等との連絡調整
 - ・巡回指導教員の指示に基づく教材作成
 - ・児童の記録
 - ・巡回指導教員の補助としての児童への指導
- (3) 臨床発達心理士等（都巡回）
 - ・教員の専門性の向上
 - ・児童の行動観察等による、障害の状態の把握や指導上の配慮等への助言

5 今後の主な予定

- 平成28年 9月～10月 教育広報誌・区報で保護者、区民等に周知
- 平成28年10月 特別支援教室希望調査を保護者に配布・回収
- 平成28年12月～翌2月 特別支援教室保護者説明会の開催
- 平成29年 2月～3月 特別支援教室対象者の決定
- 平成29年 3月 簡易工事・備品整備
- 平成29年 4月 小学校全校に特別支援教室開設、指導開始

特別支援教室について

1 特別支援教室を希望する場合は、どのように相談すればよいですか

対象児童の保護者が、特別支援教室を希望した場合は、校長のリーダーシップの下、特別支援教育コーディネーターを中心に校内委員会で協議します。協議する際には、担任及び巡回指導教員等関係する教員、臨床発達心理士やSC等が、行動観察や家庭からの資料、発達検査等の結果を基に、指導・支援の方針や内容を検討します。その上で、特別支援教室の入室を判定します。校内委員会の結果を教育委員会に申請し、特別支援教育相談委員会で審議し、教育委員会が特別支援教室入室を決定します。

2 どのような児童が対象になりますか。

通常の学級に在籍する知的発達に遅れのない発達障害（高機能自閉症、アスペルガー症候群、注意欠陥多動性障害、学習障害）のある児童を対象にしています。

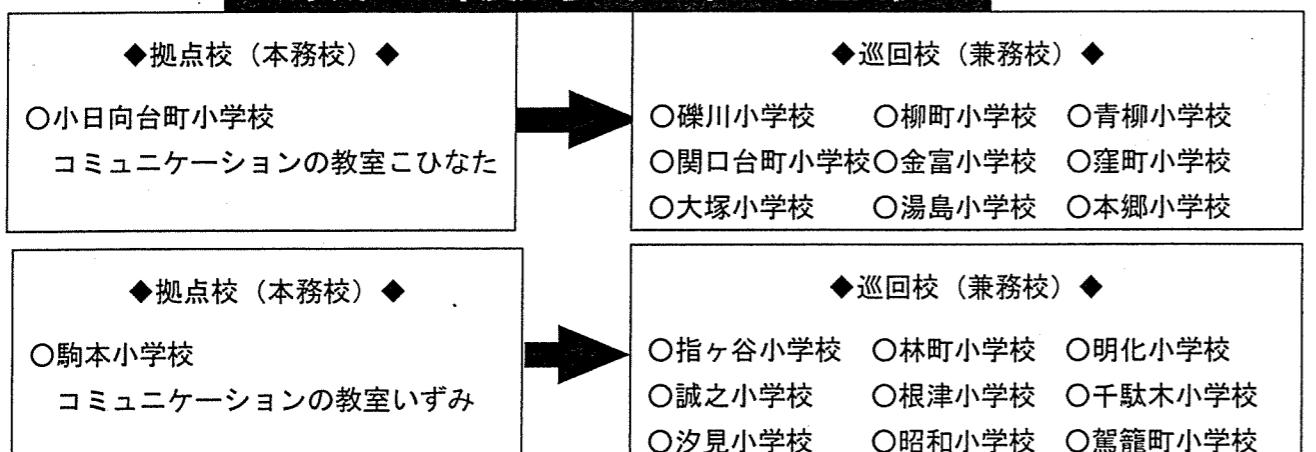
知的発達の遅れる児童は対象ではありません。

3 特別支援教室ではどのような指導が行われますか。

- 学習面や生活面で困っていることを軽減・改善していきます。
- 一人一人にあった方法で自信を付けながら、社会性の適応力を育てていきます。

※同時に在籍学級の担任等との連携で、学習や生活の環境を調整します。

平成29年度からの拠点校及び巡回校



【問い合わせ】
特別支援教室での指導について →教育指導課 03-5803-1300
特別支援教室、特別支援学級及び特別支援学校 入室、就学及び転学相談 →教育指導課特別支援教育担当 03-5803-1298
子どもの発達や成長にかかる相談 →教育センター 03-5800-2594 教職員の経理事務関係等 →教育総務課経理教職員係 03-5803-1293 特別支援教室の施設等 →学務課施設係 03-5803-1296

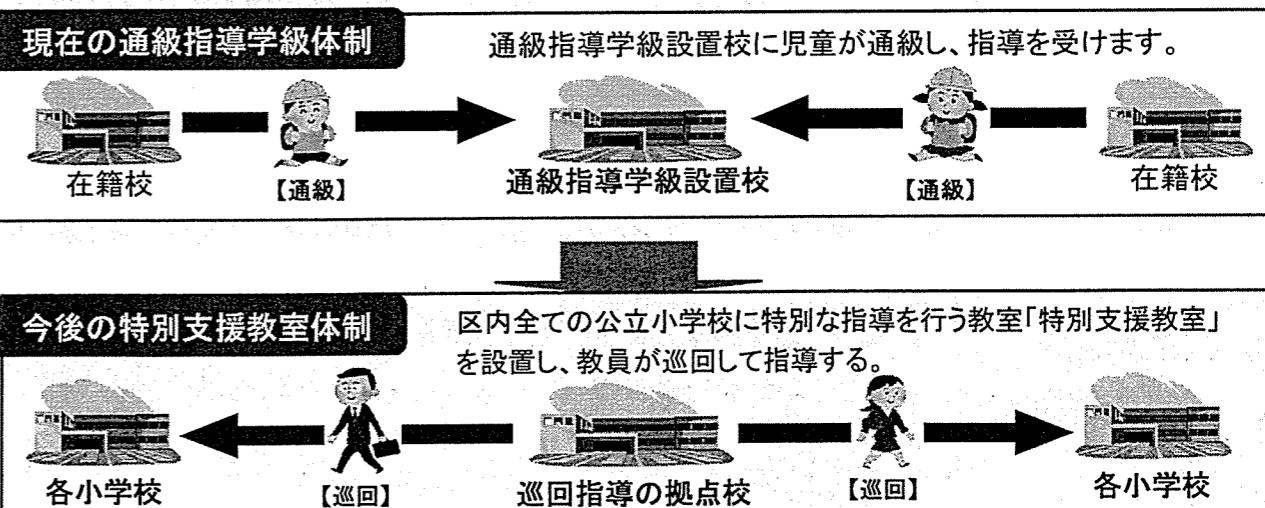
保護者の皆様へ

一人一人が笑顔あふれる学校にするために 平成29年度から、全ての文京区立小学校において 「特別支援教室」を開室します。

文京区教育委員会では、平成25年度から3年間、文部科学省からの委託を受け、学校におけるインクルーシブ教育システムの構築に向けた特別支援教育についての理解を深めてきました。また、文京区教育委員会では、全ての学校や学級に特別な教育的支援を必要とする子どもがいることを前提として、区独自に「特別支援教育担当指導員」を各校に1名配置し、子どもたちが安心して学校生活が送れるように支援してきました。

平成29年度からは、これまでの「通級指導学級に『子どもが動く』仕組みから、各小学校の特別支援教室に『教員が動く』仕組み」をつくることを趣旨として、特別支援教室を開室します。小日向台町小学校、駒本小学校が巡回指導の拠点校として、近隣校における特別支援教室への巡回指導を行います。

全区立小学校において、特別支援教室で巡回指導教員が、巡回校の校長や学級担任等と連携して、直接在籍学級での子どもの様子を把握し、必要な支援を開始できるように配慮していきます。また、特別支援教室開室についての理解を深めることで、子どもたち一人一人が自信をもって学校生活が送れるように、この仕組みを充実させてまいります。



特別支援教育を推進するためには、教員・保護者・周りの児童の理解が重要です。

発達障害のある子ども一人一人の、生活上や学習上の困難さを改善するためには、特別支援教室での特別な指導だけでなく、在籍学級や家庭と連携した継続的な指導が重要です。

教職員は巡回指導教員や臨床発達心理士、特別支援教室専門員等と連携し、発達障害の理解を踏まえ指導を行う必要があります。また、保護者に特別支援教室の運営について理解をいただくだけではなく、周りの児童にも、特別支援教室や発達障害の理解を促すことが大切です。

平成28年度までの各小学校における指導の体制

在籍学級



児童への指導

連携に基づいた指導の工夫



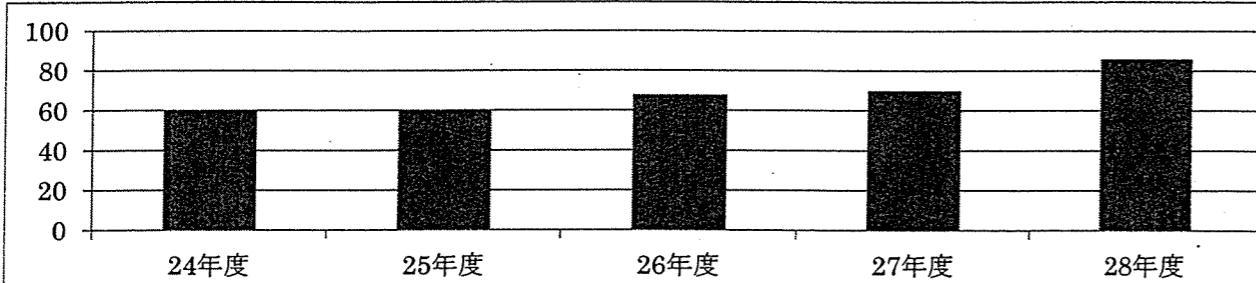
在籍学級担任

連携

通級指導学級の担当教員

児童が通級指導学級で担当教員による指導を受けます。また、在籍学級の担任と連携します。

情緒障害等通級指導学級（小学校）の利用者の推移



特別支援教室による巡回指導を円滑に行うため、特別支援教育担当指導員を継続して小学校1名以上配置し、臨床発達心理士等の巡回を行います。発達支援巡回相談を充実させます。

継続



特別支援教育担当指導員（区非常勤講師）

小学校に1名以上配置されています。各校の実態に応じて、特別支援教室等での指導にあたります。

新規

特別支援教室専門員（都非常勤職員）

巡回指導教員や特別支援教育コーディネーター、在籍学級担任等との連絡調整及び個別の課題に応じた教材の作成、児童の行動観察や記録を行います。



新規

臨床発達心理士等（都巡回）【注1】

児童の行動観察を行い、障害の状態を把握し、巡回指導教員・在籍学級担任等に指導上の配慮について助言します。校内委員会に参加します。



【注1】 臨床発達心理士等とは、「臨床発達心理士」、「特別支援教育士」、「学校心理士」のいずれかの資格取得者であり、各小学校を巡回します。

平成29年度以降の各小学校における巡回指導の体制

特別支援教室の開室による期待される効果

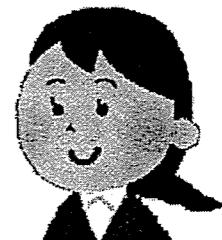
○児童にとっては、在籍校で過ごす時間が増えます。また、巡回指導教員と学級担任との連携による、周囲の環境や学級への適応状態に応じて、学習面や生活面において、きめ細かな指導が受けられ、在籍校での適応力が向上します。

○保護者にとっては、通級に伴う付き添いの負担がありません。また、在籍校で学級担任や巡回指導教員と教育相談ができます。

○在籍校にとっては、巡回指導教員から、児童について、新たな視点で提案を受けることで、共に児童のよりよい成長や発達を考え、より適切な支援・指導につなげることが可能となります。

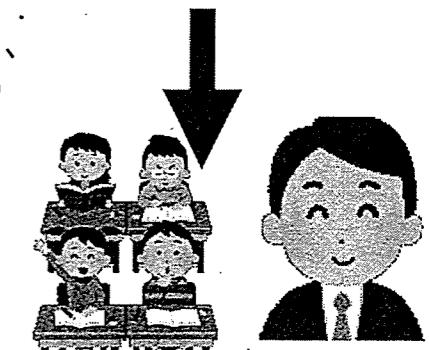
特別支援教室

個別の指導



巡回指導教員【注2】

巡回指導教員が拠点校から各小学校に行き、在籍学級担任との相談の上、児童の障害の状態に応じた指導を実施します。



巡回指導教員が、校内の「在籍学級」の状況を観察し、指導・助言します。

在籍学級担任

特別支援教室での指導対象児童については、小学校の校内委員会で検討し保護者との合意形成に基づいて、各小学校の校長が教育委員会に申請し、文京区教育委員会が決定します。

【注2】これまでの情緒障害等通級指導学級の担当教員（巡回校の教員）を「巡回指導教員」と呼びます。